

平成18年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成18年9月21日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成18年9月21日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員(1名)

13番 魚谷 洋一君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君 議事課長 木元 真琴君

書記 河井 敏博君

書記 平田富久代君

書記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君		

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。魚谷洋一議員から欠席の通告を受けております。

それでは、8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。

まず、9番、田村三郎議員。

議員（9番 田村 三郎君） おはようございます。台風13号、この周防大島、余り大きな被害がなくて、本当にほっとしているところです。

それでは、2点ばかり質問いたします。

まず1点目は、「防災の日」の訓練についてであります。

関東地方では、東海地震を想定して、かなり大規模な訓練を実施しておりました。この「防災の日」に、あるいはその近辺でも結構ですけど、当町ではどのような訓練を実施したか、この点について質問をいたします。

2点目については、「生かされているのが観光資源」ということで、周防大島町には源平の口マン、あるいは幕末、いろんな名勝、これがかなりあると思うんですよ。幕末ですと、かの高杉

晋作が騎兵隊を率いて、久賀の沖で幕府軍を破ったというような海戦の歴史等もあります。これらの観光について、具体的にどのような対策を立てているのか、この2点について質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、田村議員さんの御質問にお答えをいたします。

「防災の日」の訓練、どのような訓練をしたかというお尋ねでございます。

今から83年前の9月1日に起きました関東大震災では、死者、行方不明者が約10万人を超えるという史上最大の甚大な被害が発生をしております。この日に起きた関東大震災の教訓を忘れないという意味と、この時期に多い台風への心構えの意味も含めまして、「防災の日」が制定されたものであります。このように、9月1日の「防災の日」に防災訓練を実施することは、まことに意義深いものがあると考えております。

本町におきましては、防災週間普及啓発行事の一環といたしまして、児童生徒を対象とした防災意識の向上を図る目的で、山口県を初め関係5機関が協力をしまして、去る9月1日に久賀小・中学校のグラウンドにおきまして、消防防災ヘリコプター「きらら」による救助訓練、それからヘリコプターの機体展示と、ゆさゆさ号による地震の体験、防災パネル、非常食等の展示を行いまして、山口県が推進をしております生活に密着した防災文化の普及に努めました。

また、消防団東和支部の23分団のうちの18分団が、9月1日から4日間のいずれかの日に自主的にそれぞれ消防防災訓練等を実施をしております。防災週間の9月3日には、自主防災組織「家房自治会」の地域住民約140名が参加をいたしまして、大地震が発生して津波が到達するとの想定で、避難者の確認、不明者の救助、要援護者の救助方法、車いすを使っでの運搬方法や災害時伝言ダイヤルの仕方等について、盛りだくさんの防災訓練を実施をしております。

また、東和支部消防団が山口県操法大会に出場するので、操法大会の訓練を11回にわたりまして実施をしております。

その他、「防災の日」以外の日に、消防団久賀・大島の各支部が団員相互の連携、協調を図るとともに、実際の火災現場において迅速かつ効果的な消火活動が行われるよう、消防技術の向上と士気の高揚を図るため、消防団員による訓練を計画をしております。

また、小積、内入の各地区の自主防災組織と久賀婦人会、橘老人クラブが訓練等を既に実施をし、橘地区の三ツ松自治会と久賀地区の本町自治会も訓練等を予定をしております。

なお、消防団東和・橘・大島の各支部においては、来年1月の文化財防火デーの日に防火訓練を予定をしております。

また、保育園や学校及び事業所などの各種団体等においても、それぞれ防災訓練が計画をされておるわけでございます。

それから、2番目の御質問でございますが、「生かされているのか観光資源」についての御質問にお答えをいたしますが、周防大島町の観光につきましては、町の観光協会を初めといたしまして、各種団体や地元民間の方々の御尽力、御協力をいただいております、深く感謝をする次第でございます。

さて、町内には数多くの源平ロマンや、あるいは幕末ロマンなどの名勝が存在しておるとい話は承知をしておるところでございます。現在、文化財の保護審議会委員の一部の方が、いわれやゆかりについて継続的に調査を行っていると聞いておるわけでございます。

したがいまして、その他の分野、各方面から新たな学術的な事実が判明をし、史跡としての文化的、あるいはまた歴史的価値が見出されましたら、その時点より観光資源として大いにアピールしていけるものであると考えております。

今後におきましては、町の観光協会、関係団体等と協議をしながら、行政でできるもの、あるいはまた民間でできるもの、また共同でできるものなどを精査をいたしまして、取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後とも御協力を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、答弁を終わります。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 今、町長お答えいただいたんですけど、久賀中に県の防災ヘリ、これが来たというのは新聞で既に承知していますけど、これはあくまで県が中心になってやったんじゃないんですか。新聞の書き方はそういう書き方をしているんですけど、いかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

県が進めております防災文化を高めるということで、その一環で実施されたわけでありましてけれども、その中において周防大島町も、先ほど町長の答弁の中で答弁いたしましたように、5機関ということで周防大島町も入って、協力して実施いたしました。主体はあくまでも県でございます。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 主体はあくまで県ですか、わかりました。

全国では、この9月1日に80万人、これだけの人を動員して大規模な訓練をやっています。特に、関東では東京を中心に静岡、あるいは千葉、この辺が一体となって大きな訓練をやっています。やはり、当町も東南海・南海地震の防災推進地域に指定されておりますから、やはり町民の生命、身体、財産を守るためにもあらゆる訓練を実施して、一人でも多くの、大きな地震が来たとき一人でも救えるような体制を整える必要があると思うんです。それには、やはり訓練が必要かと思っております。来年度はこの訓練にも予算をしっかりとつけていただいて、できれば全町一緒に

なって訓練したいと思っております。よろしく申し上げます。

2点目の観光資源についてですけど、源平の合戦では義経が小松の清水の井戸、ここで水をもらって恋に落ちたというような話、あるいは油良には弁慶の苗木松、今、松は枯れて、ないんですけど、大きな看板が立っていると。そして、白木地区の城山、これは平知盛がつくったと言われている島末城の跡、これらがあると。あるいは、幕末では第2次長州戦争、大島口の戦いというようなことが、周防大島町の歴史の本にしっかり出ているんですよね。やはり、これらのものをしっかり整備して、できれば観光に役立ててほしいと。源明には戦跡の碑があったり、いろんな久賀には明治百年祈念公園等も建てられておりますけど、ほとんど観光的には生かされていないというように聞いております。できるだけ、これらの観光資源を有効に活用していただきたいと思っております。

それと、中国新聞を読んでいましたら、「船から学ぶ幕末ロマン」という見出しで出ていたんですけど、やはりこれは教育委員会も一緒になって、島おこしのために、大島近海、広島、あるいは柳井、これらの方が30名集まって、船からいろんな幕末のロマン、これを勉強し、「ああ、ためになった」というような記事があります。

町としては、こういう関係をもう一度どのように生かすか、ある程度の具体的な策があれば、お答えしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 源平ロマン等につきましてでございますが、本町の歴史家等によりまして、西方の城山に史跡島末城主くるわ跡地などと記した標柱が立てられたことは新聞でも報道されましたので、承知をしているところでございます。

この史跡等の観光開発としての取り組みでございますが、2通りあるかと思っております。訪問者が多く見受けられるようになれば、史跡的側面とあわせて観光面での掘り下げをしていくというやり方、それと即当該観光資源として取り上げ整備をしていく方法、この2通りあるかと思っておりますが、本町の場合でございますが、先ほど町長が申し上げましたように、現段階では観光面での掘り下げは困難であると考えております。

しかしながら、訪問者が多く見受けられまして、また文化財として取り上げられまして、観光面での掘り下げをしていきたいというふうに、基本的には考えております。

ただ、民間等の活動等もありますので、周防大島町の観光協会とも十分協議をしていきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） 現在、ミカン産業、あるいは漁業、これらかなり衰退しております。漁業については漁獲量がかなり減って、イワシは余りとれないというようなことで、漁師

全体が困っているような状態です。何とか観光産業で、少ない資源、イワシでも、あるいはとってきた魚でも自分たちで売って、少しでも利益を上げたいというようなことで、やはり観光客がしっかり来てもらわないと、なかなか収入にはつながらないというような話もしてありましたので、町としてもよろしく御指導をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で田村議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 次に、16番、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の一般質問については、4点の角度から町長の見解を聞きたいというふうに思います。

まず第1点目は、住民投票条例の設置を求めるものであります。

地方自治の本旨に基づき、住民自治を拡充する、この立場から、町政運営上の重要事項について、町民の意思を直接問う常設の住民投票条例設置が私は必要ではないかというふうに考えております。このための努力を求めるものでありますが、町長の見解を問います。

2点目は、岩国基地問題について、町長の見解を問います。

町長は、岩国に対する空母艦載機受け入れ、空中給油機の受け入れについてに見られるこれらの政府の押しつけ行為に対して、現実的対応との立場から事実上の受け入れ表明をしました。この発言や行為に対して、町民の方々から町長リコールの対象になる行為ではないか、こういう問い合わせが相次いでおります。

そこで、4点について質問いたします。

まず第1点、基地機能の強化、安全や騒音問題に不安を抱える周防大島町民の立場とは相入れず、そして、こうした不安を持った町民の皆さん方の気持ち、これを裏切った行為、こういう認識はあるのかないのか、この点をまず1点聞きます。

2点目は、SACO合意の普天間基地問題、これは閣議決定後も市長、議会、住民が一緒になって粘り強い運動のもと、ほとんど進んでいない、こういう事実について認識しているのかなのか。

3点目、岩国市で行われた住民投票、その後の市長選挙で示された岩国市民の意思に対し、町長の今日の行動、これはそういう市民に対する水をぶっかけ、裏切る行為である、こういう非難が起こっておりますが、町長としてはその認識はあるのかないのか。

そして、4点目として、今回、岩国基地機能、これが国の言うまま進むとすれば、極東最大の米軍基地に岩国基地がなるという点の認識はあるのかないのか。

この4点について、認識を問います。

次に、大島病院の新築についてであります。

まず、病院建設の場所について、本会議初日、現ＪＲバスの位置であり、交渉中、こういう報告がありました。負担や病院の跡地利用を考えれば、用地の等価交換で進めたらどうかというふうに考えますが、現状について、また、仮に今のＪＲの用地を取得するとすれば、跡地利用についてはどのように考えるのか、聞いておきたいというふうに考えます。

次に、２点目として、病院建設について、私たちは昨年、委員会で視察に行きました。町立病院にふさわしいものとの立場で、視察先ではアンケートの実施について報告されました。周防大島町でも、町民が利用しやすい病院、期待される病院にするために、建てかえ前のアンケートの実施、これがよりベターな方向ではないかというふうに考えますが、見解を問います。

３点目は、理論的未成熟のために箱物と一くくりにし、大島病院の建設と星野記念館等、これらの建設と同程度に取り扱う風潮があります。私は非常に残念であるとする立場であります。町民にとっての病院の必要性、役割、これがそれらの箱物とは全く違う性質のものである、これらは今現在において内外に明らかにしていく必要があるのではないか、これについて見解を求めます。

次に、中学校の統合問題についてであります。

学校の統合問題について、私は今日まで、地域、そして教員や子供たち、親など、十分時間をかけ話し合う方向がよりよいのではないかと求めてきました。教育委員会の対応は、案がなければとの理由で、２校案か４校案かというふうに、私は選択肢のない議論の狭いものになってしまうのではないかと、こういう疑念があります。結果として、町村合併同様、結論の押しつけにつながる、このように危惧しているものであります。

私は、この点から考えれば、教育基本法の理念、例えば基本法の１条で「教育の目的」があります。教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

また、２条では「教育の方針」があります。そして、教育基本法の前文といたしますが、理念の部分については、基本的には日本国憲法、これを教示する方向が打ち出されております。まさに個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する。そして、普遍的にして、しかも個性豊かな文化の創造、これを目指していく教育、これが言われております。

そういう面と今回の合併論議、どう組み合わせしていくのかという点が、私は非常に大事ではないかというふうに考えております。単純に２校案か４校案かという議論から出発すれば、結果として私は非常に選択幅の狭いものになってしまうというふうに考えます。

その点で、私は今回の統合案については、もっともっと時間をかけて、将来のあるべき姿、例

例えば小学校のあるべき姿、そして中学校のあるべき姿、今のやり方ですれば、例えば短期間がいわゆる4校案で、すぐにも2校案になるという実は流れになってしまうのではないか、そこには議論が不十分なのではないかという危惧を持っているんです。

少なくとも、私は教育のあり方の問題にしては、学校数のあり方にしては、少なくともわずかに数年で変更が起こるということは、私は本来あるまじき姿ではないというふうに考えます。子供たちも戸惑うというふうに考えます。この点で、あえて今回、統合問題についての基本的考え方、先ほど言いました教育基本法との関連でどうとらえているのかという点、問うものであります。

なお、今までの取り扱い、例えば皆さん方が出した方向性については、8月広報、9月広報で出されておりますので、ダブらない範囲でいいですから、答弁を求めるものであります。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、広田議員さんの御質問にお答えいたしますが、まず第1番目が、常設の住民投票条例の設置について努力を求めるという御質問でございます。

条例に基づきます日本初の住民投票は、1996年8月に新潟県の巻町で実施をされたと記憶しておりますが、ことしの5月現在、全国で17の自治体が常設の住民投票条例を制定をしていると聞いております。

この近郊では、合併前の岩国市や大竹市が制定しているとのことでありますが、条例は市政の重要事項について市民の意思を問うこととしております。住民参加の観点からすれば、評価に値するものと理解をいたしますが、投票における回答が賛成か反対という2つに1つ、いわゆる二者択一という選択の幅が限られておまして、結論がはっきり出るために、激しい住民同士の運動が繰り広げられ、その結果、いつまでも住民の間にしこりが残る。投票結果には法的拘束力がないと、そしてまた住民に対して十分な情報公開がされなければ、確かな判断ができない。投票率が低い場合の取り扱いが懸念されるなどがあります。

反面、結果は議会制民主主義を補完するものと位置づけられるといったことも言われております。

議員御質問の住民自治を充実する立場から条例設定が必要とのことでございますが、私は町政を推進する上で大きな課題に直面したとき、町の最高議決機関であります議会に対しまして十分な説明をいたしまして、いろいろな意見を承って方向づけをしていくというスタンスで臨みたいと思っておりますので、常設の住民投票条例については今のところは時期尚早であると認識をして、現在のところ考えておりません。

それから、岩国基地に関連をいたしまして4点ほどの御質問でございますが、本日は議員さんも全員そろっておられますので、まず現在までどのような経緯で至ったかということを確認の

意味も含めまして……

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今までの経過については、私の一般質問の通告の範囲外になりますので、端的に質問の内容に沿って答弁を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 端的に必要な事項であればいいですが、端的におっしゃってください。

町長（中本 富夫君） 今までのことがずっとわからんと、なんじゃろう。（「その分だけ広田議員の時間を延ばしたらいい」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） そういうわけにはいきません。それは町長さんの判断で、答弁していただきたいと思いますが。

町長（中本 富夫君） 流れがわからんにゃ、結果がわからんじゃろうと思って。

議長（新山 玄雄君） 端的におっしゃってください。

町長（中本 富夫君） と思いますがね、どうですか。あなたはすべての流れが今までわかりますか。

議員（16番 広田 清晴君） わかります、十分わかっておりますから。そじゃけ、私が質問しておる4点について、端的に答弁をお願いしたい。

町長（中本 富夫君） それなら、そのようにいたします。

御質問の騒音問題等、1番目ですね、抱える周防大島町民の立場とは相入れず、裏切った行為との認識はあるかとのことですが、ただいま御説明をしたとおりでございます。議会全員協議会や住民代表者、各種団体代表者等への状況説明会の結果を考慮いたしまして、住民生活の安心・安全を確保したい気持ちの上での行動であり、そのような認識は持ち合わせておりません。

それから、普天間の基地ですが、沖縄の実情については私より議員さんの方が詳しいのではないかというふうに思っておりますが、新聞やテレビ等で聞くところによりますと、国の閣議決定が平成11年にされたと思っております。それから、7年が経過をしております。国と沖縄県、地元が協議、検討して、お互いに接点を求めて努力をしておりますが、いまだに完全な合意点には至ってはおりませんが、わずかずつでも前に進んでおると私は理解をしております。私の解釈が違っておりましたら、御指摘をいただきたいというふうに思います。

それから3番目に、岩国で行われた住民投票、市長選挙で示された岩国市民に対して水をぶっかけ、裏切り行為であるというように認識をしておるがどうかということですが、他の自治体が決めたことに対しまして、それに倣わず、相反する行動をすることが裏切り行為であるとするならば、全国の1,800を超える自治体それぞれが何らかの形でみんな裏切り行為をしているのではないかと、そうした指摘になりかねません。

岩国市、周防大島町とも固有の自治体でございます。市長や議会の方針と、それぞれが熟慮をし、お互いに主義主張を考慮した政策のもとで成り立っているものと思っております。このたびの住民投票、市長選挙の結果や市長の考え方に対しましては、私からコメントをすることは差し控えますが、私の防衛施設庁に対しての要望はさきに申し上げたとおり、閣議決定で政府の方針が明確になった以上、この趣旨を尊重いたしまして、国と関係自治体はお互い接点を求めて努力するという現実的な対応が求められていると考えた上での行動であります。

あえて言うならば、私は周防大島町の町長でございます。このたびの行動は、先ほども申し上げましたが、議会全員協議会や住民代表者、各種団体代表者への状況説明会を開催をしてきた中で、いろいろな意見をいただきました。基本的には、議会を初めといたしまして、艦載機が来ることについては困るということで反対の意見も出たところではありますが、閣議決定がされた以上、撤回してくれることはまず考えられないので、そうであるならば、後ろに進むことなく、前に行く方がよいのではないかとといった御意見や、町民に対する影響を少なくする方向で、方策や地域発展に十分な支援をお願いしてほしいという意見が多くあったと理解をした上での行動でございます。

仮に、岩国市長が私と同様な行動をすれば、住民投票で示された市民の意思に対しまして、これこそ水をぶっかけ、裏切り行為の認識があるかどうかという過激な質問は理解できますが、私に対しては議論する次元の問題ではないと思っております。

それから、4番目の御質問でございますが、次に2014年の移設完了後には、岩国基地が極東最大の軍事基地になるとのことです。何を基準に極東最大と言われるのか、基地の面積か、あるいは配備される飛行機の数か、基地の機能的なものを言われるのかよくわかりませんが、基地そのものが撤退ということは今の時点では考えられないところであります。最大の基地であろうと、最小の基地であろうと、住民生活の安心・安全を確保する観点から、十分な安全対策や騒音対策を講じられるとともに、地域振興策についても法制面及び経費面を含めた制度化を早急に措置をされたいと、国に要望しているところでございます。

あとの大島病院につきましては担当の方、教育の問題につきましても担当の方から答弁をいただきます。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 大島病院の新築についての1番目の用地の交換であります。現在、JRバスの用地で営業中の業者及び隣接業者の代替地として、大島病院駐車場の売却を考え、移転していただくことを考えております。JRバスは、平成19年9月で周防大島町より撤退となりますので、JRバスの周防大島町での用地取得はないようですので、病院建物跡地については、職員及び出入り業者の駐車場として利用を考えております。

2番目の町立病院としての期待される病院にするため、建てかえ前のアンケートの実施であります。既に新町合併前に調査が行われ、一般住民の多くの方が新町での医療、福祉の充実を望まれ、総合計画に大島病院の建てかえが事業計画化されてからは、医療器械器具の更新及び建物の改修等も建てかえ計画に沿って行っておりますので、再度のアンケート調査によるこれ以上の医療器械器具の更新のおくれ及び建物の老朽化によるサービスの低下は、住民に対しても、また勤務している医療従事者に対しても不安を与えますので、医療状況の変動はございますが、早期の建てかえを行わなければいけない状況と理解しております。

3番目の必要性、役割の面からでは、周防大島町の公益性から、地域住民の医療確保として、現在地に近い場所での医療の確保が望ましいと思います。また、役割として、防災、地域の救急に対応の可能な安心・安全な病院として、信頼される医療を行うために、早急な地域医療の確保を行わなければと考えております。

今後とも、周防大島町の医療の充実に向けて、一層の努力をしてみたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 続いて、平田教育長。

教育長（平田 武君） 広田議員の質問にお答えいたします。

教育委員会では、統合の進め方について、町民の理解なくしては統合なしという立場で、保護者、町民に説明会や懇談会での話し合い、また町の広報紙などでの情報提供をこれまで行ってきたところであります。町民の声を大切にしたい取り組みをこれからも続けたいと思っています。

それから、教育基本法と学校統合のかかわりでございます。広田議員が、崇高な教育基本法の前文である、あるいは教育の目的であるとかいうのをお示しいただきました。これは、学校統合のあるなしにかかわらず、教育基本法の教育の目標なり理念は大事にされるべきだと思っております。

特に、学校統合ということに関して少し絞って言えば、教育基本法の10条に「教育行政の役割」というのがございます。その1項が、国民に対して責任を持てと、教育はそうすべきだと。それから、その次に教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として仕事をせよというのがございます。そういうところが、今の教育基本法と統合にかかわる基本的な部分かと思っております。その精神に向かって、努力をしたいと思っております。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、1点目の住民投票条例の常設について再質問します。

今、町長の方から、全国で17自治体ということで報告がありましたが、結局は住民投票条例に係る部分について、必要性が発生するという場合が当然あるというふうに思います。町長は必

要性はないと言われますが、広い意味で言えば、町内を二分するようないろんな諸問題が起きる、これは私は今日までもあったし、これからもあるんじゃないかと。そういうときに、1回ずつ署名を集めて直接請求するのではなしに、そういうむだを省く立場から、実際的に今後起きようとするいろんな問題、課題に迅速に対応するためにも、実際的に周防大島町の中で住民投票条例は私は常設部分がよりふさわしいのではないかと、それが今の議会制民主主義を補完し、住民自治を高める方向ではないかというふうに考えておりますが、これからの問題としてもそれは十分起こり得るのではないかというふうに思いますが、そういう問題はこれからも起こらないという認識なのかどうなのか、聞いておきたいというふうに思います。

住民投票条例に付すべきような内容が起こらないと、今後起こらないという認識なのか、だからつくらないという認識なのか。それとも、そういう仮に今から先、常設の住民投票条例は今からも必要ないという考え方なのか、ちょっとその辺、確認しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 今も御答弁申し上げましたとおり、今のところは住民投票条例を制定する意思はございません。と申し上げますのが、やはり各地区から出ておられます議員さんすべてが素晴らしい方ばかりでございます。したがって、住民の声は十分反映されると、議会において反映されるというふうに私は認識をしておりますので、議会が最高決議機関であるというふうに思っておりますので、私の任期中はそれはつくることがございません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 町長の任期中は常設の住民投票条例はつくらない、議会が十分機能を果たすという見解で、それは見解として聞いておきたいというふうに思います。

2点目の岩国基地問題について質問します。

まず、町長は盛んに現実的対応と、閣議決定後、現実的対応として、今、対応しているんだということが答弁の骨格になっているというふうにとらえております、先ほどの町長の答弁ね。一つ一つの説明は要りません。その中での答弁を含めて言っておきます。

実際的に、今、全国的に現実的対応というが、知っとしてなんだろうかなというのをまず再質問の中でしたいというふうに思います。

先日来、マスコミの中で、実は今回の2プラス2の合意以降、閣議決定以降、この17日時点で、実際的には全国55のうち21自治体が実際的な合意を得てないと、いいですよという回答を得てないと。その大きな原因は、見切り発車的なやり方に対して、今後も困難を期すだろうということがマスコミに載っておりました。現実的対応といって一くくりにすれば、そういう事実、現実、それは知っているのかどうなのか、現実的対応で実際今の流れがあるが、今の2プラス2合意以降の実際的な自治体の中で、今回、影響があるとする55自治体の中で、実際的に

2 1 自治体が困るんだという声は今もなおあるという現実は知っておられるのかどうか。

また、そうした政府が行った見切り発車に対する批判が現実にあるんだということを町長自身は知っておられるのかどうか、この点で再質問したいと思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 先般の新聞にも出ておりましたが、自治体でまだ反対のところもあるという記事が載っておりました。しかし、私といたしましては、周防大島町の代表といたしましては、やはり特別委員会にも諮りました。それから、区長さんにも相談をいたしました。全員協議会にも諮りました。そうしたことで、すべてを勘案をいたしまして、やはりあくまでも国の方針に従うべきだというふうに認識をして、北原長官にもお会いして、それを申し上げたわけでございます。

したがって、私は周防大島町がこういう方向で行くのが正しいというふうに認識をして、私の判断でやったわけでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今、町長が言われましたように、国の言う方向で協力ということが、周防大島町民を代表する町長の立場だという答弁であります。

しかし、実際的に私たちは何を基準にするかといえば、圧倒的町民がどのように考えているのかというのを私は常々基準にしていくべきだというふうに考えております。その点から考えれば、今回、果たして議会に対して防衛施設庁が回答したかどうか、そしてまた住民説明会で十分な、住民説明会というのはあくまで各種団体長です。それで、十分な防衛施設庁が答弁をしたかどうか、それを私は論を待つまでもない。あの時点で不十分な、まだ解明できない内容があったというふうに私はっております。

私も各種団体の皆さんたちと傍聴させてもらいましたし、私が特別委員の委員として特別委員会に出させてもらったし、議員の全員協議会にも出させていただきました。しかし、具体的な、まだ周防大島町に対する影響、はかり知れない影響は現実的にはまだ示されてない。どれだけひどくなるかという点では、実際示されたと言える状況ではない、これが私は事実ではないかというふうに思うんです。

その中で、こうした町長がとった態度については、町民は納得しがたい状況があるんだというのも客観的事実なんです。確かに、町長が考えるように、それなりに手順を踏んだと言われますが、実際的にはまだ十分解明できた段階ではなかったのではないかと、それに対する町民の不安や不信があるわけなんです。そこをやっぱりもうちょっと、私は十分な住民に対する親切な対応があれば、今時点で私は新聞が書かれるような方向に行く必要はなかったのではないかと、これが岩国基地問題に対する町長と住民間の乖離の中身であります。その点を私は再度明らかにして

おきたいというふうに思います。

それと、もう一点、実際的に、それじゃ閣議決定、先ほどの答弁でありました閣議決定がされたんだから、すべてやられてしまうんだ、そしてやられてしまうんだから、いち早く要求を出す方がいいんだという理念、これに対して私は明らかに反論すると。それは何よりも事実として、SACO合意に関する普天間問題が数年間にわたり全く進まなかった。それは現地の首長と住民と議会が一緒になった行動を行ったから、いかに政府といえども押しつけはできなかったんだ、これが歴史的事実なんですよ。これが、SACO合意以降、普天間問題での事実なんですよ。

そういう私は事実は事実として認めながら、私はよりやっていく方が住民に信頼される方向ではないかというふうに思うんですよ。ですから、よそごとではないというふうに思うんですよ。その点で、なぜもう少し、スタンスを幅広く、焦る必要はない、この問題でという立場に立てなかったのが、説明が私は不十分ではなかったかというふうに思うんですよ。

だからこそ、今、大きな不満となって、大島島内に起こっている、不満として。そういう不満を町長は御存じなのかどうなのか、今の時点で、町長が事務レベル協議として和木といろいろ進めていったと、そのことに対する不安や不満が今現存しているという事実を御存じなのかないのか、SACO合意以降の関連と含めて答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 閣議決定につきましては、私は国が取り決めたことにつきましては尊重すべきであるということが基本でございます。したがって、それにのっとりまして、周防大島町にとりましても、やはり閣議決定は尊重するけれども、安全、騒音については格段の御配慮を願いたいということは申し上げてあるわけでございまして、町民が懸念されるということはだれしも好むべきものではないわけでございますので、そうしたことは十分に申し伝えてございまして、先方もそれにつきましてはまた配慮いたしまししょうと、地元の要望にこたえましようということでありましたので、私はそれを信頼しております。

したがって、先ほども私はということをお知らせしておりますけれども、私はあのときの判断は正しかったというふうに認識をしておるわけでございます。したがって、郡内にとうとうといろいろな反対の旗印が掲げられつつあるということでございますけれども、私の耳には入っておりません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、今回、国の言うまま、仮に閣議決定どおり岩国基地が拡大強化されたならば、さっき面積とかいろいろ言いましたが、ジェット機の数、いわゆる米軍機の数でいえば、これは紛れもなく極東最大の基地になるということは、私は紛れもない事実じゃないかというふうに認識しております。それが、実際的には改めて周防大島島民の不安にかかっ

てくるという認識、国の言うまま厚木からの米軍機の増と、そして沖縄からの空中給油機の増ということになれば、実際的には極東最大の米軍基地になるという事実について、先ほど面積から言うか、何から言うかということで答弁があったんですね。実際的な機数等からいえば、最大の米軍基地になるのではないかというふうに私は認識をしておるんですが、その点で再度質問したいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 極東最大の基地になるであろうということは、それはあなたの予想かもしれないし、あなたはまたむしろ大変沖縄の基地につきましても詳しいので、我々より以上の知識を持っておられるだろうというふうに思っておりますが、沖縄につきましても、万事すべてが反対であるということではなく、遅々としてではあろうけれども、前に進んでおるといふふうに私は理解をしております。

それから、岩国が極東最大の基地になるということでございますが、私はその方の判断はよいいたしかねますので、答弁はできません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、住民投票や市長選挙に関連して、町長は岩国市民のことに私たちは拘束されるべきじゃない、そうすれば1,800の自治体がすべて隣の自治体、全国自治体でなってしまうんだという答弁がありました。その点で、再度議論しておきたいというふうに思います。

といいますのが、私たちも当然隣の自治体が決議しようと、それに拘束されなければいけないという考え方は立っておりません。しかし、やっぱり重大問題について、例えば特定の地域が住民投票までして、私たちは困るということについては一定の配慮、近隣自治体として一定の配慮はやっぱり考えていかにやいけんのじゃないかというふうに考えるんです。

例えば、なぜかといいますと、今回の特徴は、和木町にしても、例えば周防大島町にしても、直接決定権はないわけなんです、基本的には、直接。最終的決定は、国と岩国市当局、岩国市の合意が基本で進んでいくんです。今回の移設問題については、国が決めたからといって、岩国市を無視してできる行為ではない。それは、岩国市市政、そして岩国市住民、そして岩国市の議会、これが3つが1つになって反対していけば、これは政府だって無視できない。これは戦後の地方自治の流れの中から生まれております。ですから、先ほどから言いましたように、SACO合意で政府とアメリカの合意があって、そして閣議決定があったとしても、実態としては遅々として進まなかった、これが歴史的事実なんです。

今、混乱が起きようとしているのは、岩国市の中にも、議員と岩国市双方の間にすき間があるのではないかというところを巧妙に突きながら、実はいろんな近隣市町村の流れをつくり出そう

としている、ここに最大の私は今の現実的状況があるというふうに私は見ておるんです。

ですから、仮に今回のように、実際的には岩国基地の機能強化、これについて実際的にはそうでしょう。やっぱり反対が多数なんです、今現在。そういうときに、例えば直接決定権のない周防大島町が先に意思表示をするということに対しては、実際的には岩国市民のところに対する不快感は当然私は発生するのではないかと。

例えば、直接的に岩国市民から、周防大島町の町長のやった態度はけしからんという流れが来ないにしても、近隣市町村の長としての不快感は市民レベルでは当然発生するんじゃないかということなんです。そういう点は考えておられるのかないのか、今回の一連の流れについて考えておられるのかないのか、この点について再質問したいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 岩国市につきましては基地所在の市でございますので、私ども周防大島町、和木は周辺地域であるわけでございますので、そこらあたりのニュアンスが大分違って来ようというふうに思っております。そうしたことから踏まえてみますときに、やはり周防大島町は基地があるからこそこうした悩みをしなければならぬということになるかと思いますが、岩国市さんはかたくなに白紙撤回だということをやっておられます。大変華々しい活躍をされておられるわけでございますが、しかしながら国の政策にどれほど対抗できるかなというのが私どもの思いでございます。

したがって、周防大島町が岩国市に抜きん出てそうした行動をとったということでございますけれども、私どもはやはり周辺地域でございます、周辺地域の住民の生命、財産を守るのが私の使命であるわけでございますので、できるだけ早くそうしたことに対応して、国の方にも要望しておくべきであるということからいたしまして、議会、あるいは住民の代表の皆さん方に相談し、そして方向性を見出させていただきましたので、そうした今までの行動をとったわけでございます。

私の行動に誤りがあれば仕方ございませんけれども、いろいろな方法があろうかと思っておりますけれども、私は正しい方向で今進んでおるというふうに思っております。御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 町長がいみじくも言われた周防大島町民の財産、安全、これを守るという立場は、周防大島町の町長としてはこれ以上の基地拡大強化はするな、騒音をふやすな、危険をふやすな、これが周防大島町民の安全・安心まちづくりの基本になるということであります。それは、これ以上の基地の機能強化によって、どれだけ騒音が増すか、どれだけ安全性が問われるか、これはこれ以上の移転が起これば、それ以上の危険が増すという点であります。

私は、実際的に今回の一連の岩国基地問題に関する周防大島町長としてとった態度について、私は少なくとも周防大島町民全体の立場から、島民全体の立場から、実際的な議論を得たとはとても思えないという点を明らかにして、次に進みたいというふうに思います。

次に、病院建設についてであります。るる答弁がされましたが、実際的に私はきちっとした利用しやすい病院を建設していくという立場に立てば、3年前、4年前の実際的な予算体系をもっともっと現実的に対応していくためには、今日時点、建設前にきちっとした病院のあり方、あのときに委員会で視察したときのように、実際的にそこを基地にして働いている皆さん、そして利用している入院患者さんや実際的には通院患者さん、それらの皆さん方の意見を聞いて、よりよい大島病院をつくっていく方が今時点ではいいのではないかという感覚であります。その点で、実際的に私は必要ではないかというふうに考えておるんですよ。その点で、再答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 今まで、国保組合の時代から、組合長でありました中本町長さんからの御理解を得まして、今までない科を増設してきました。眼科、耳鼻科、皮膚科、泌尿器科、これだけのものを増設してまいりました。これは、皆、住民の意見を伺ってやってきたものであります。

また、小児科につきましては、現在、御存知のように、大変医師が不足してきております。その中で、現在、東京の我々の自治体病院協議会というのが東京にありますけれども、そこから紹介してくれた医師がおるわけなんです。それも、すぐ私どもは招聘についてお願いをしておりますけれども、現在のところ、来てみななければわからないというような状況でございます。

したがいまして、アンケートにつきましては、そういうことを前面に打ち出しておりますので、我々としてはやる必要はないのではなかろうかというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 診療科目の増設等については、当然住民の声に基づきふやしてこられたというふうに思います。私が今言いよるのは中の体制、病院に来る、利用する町民の皆さん方の声をより親切な対応、病院の中での親切な対応を求めたり、そしてまた新しい病院にふさわしい例えばシステム、これらの中でいろいろ意見を聞いてやっていく方がいいんじゃないかということです。

今、管理長の答弁は、今までいろんな声を聞きながらやってきたんだと、とりわけ診療科目については住民の声に基づいてやってきたんだと言われるが、実際的に今から先、新たな病院をつくらう、そしてまたより島民に、町民に親しまれる病院をつくらうというときに、新たに入院患者さんや実際的な通院患者さん、そしてそれらに対する中の要望やらを聞くという率直なアン

ケートも実際必要な時期ではないか、今後のトラブルをなくすためにも必要じゃないかということなんですよ。

この点で、私は今回の一般質問では、ぜひとも今後の課題として提起しておきたいというふうに思います。

次に、学校問題について移りたいというふうに思います。

先ほど、教育基本法との 答弁、それじゃお願いします。

議長（新山 玄雄君） 川田企業管理者。時間があと4分ぐらいですから。

公営企業管理者（川田 昌満君） 病院の中には、御意見箱というのが設置されております。それに基づいているいろいろと検討をしておりますけれども、余り御意見が入ってきておりません。そういうことで、我々はその辺のところは我々の中で、患者さんのためを思ってやっておりますので、アンケートの必要はないのではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、新たな病院を1つつくるといえるときに、改めて病院を利用する皆さん方に意見をお聞きするというのは基本的な流れだと。確かに、数年前から箱があるというのは私も知っておりますが、そのことと新たな病院をつくる時に利用者、入院患者や皆さん方の意見を聞くというのは別問題だ、別課題であるという点は、私は明らかにしておきたいというふうに思います。

次に、3分ということなので、学校問題に移りたいと思いますが、実は時間をかけて十分ということなので、私は通告しております。今までも、そういう立場で通告してきました。私、今回で愕然としたのは、焦っちゃうんじゃないかという気がしてなんですよ。といいますのは、皆さん方は18年度の小中学校統合問題懇談会委員会名簿をつくりました。それで、議会の了承を得るかのような、例えば議会代表というやり方をしております。これは、私は焦らんにゃそういうことはせんでえかったというふうに思います。

私、これは安下庄地区から出されたんですが、だれがこういう認識をしておるのかと。例えば、議会代表総務委員だれそれだれべえ、教育委員長、これらが勝手に議会代表をつくってもろっちゃう、私たちは議会人として困るわけなんですよ。例えば、安下庄の場合はこれ、私、直接郵送を受けたので、これ問題が大きいんですよ。私たち議会運営委員会の委員です。そして、学校統合問題についても、いろいろ議論があるところです。しかし、一方的にどこかの場で議会代表というやり方は、これは絶対だれが言ってもまずいですよ。

これは、私は一議会運営委員としても、やっぱり改めて公の場で私は謝罪し、こういうやり方はしないと、今後の統合問題についてはこういうやり方をしないとということをやってもらわんと、議論が進まないというふうに思います。まず、この点を明らかに求めたいというふうに思います。

わかれば答弁をお願いします。

議長（新山 玄雄君） あと1分30秒ですから。答弁をお願いします。平田教育長。

教育長（平田 武君） ただいまの広田議員の御指摘ですが、その部分については大変私自身不明であったというふうに思っています。ただ、そういう会を組織した意図について、お話をさせていただいたらと思いますが。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。もうあと1分です。

議員（16番 広田 清晴君） 皆さん方が物事を進めるときに、そういう委員会をつくることは当然教育委員会の独自性としていいんですよ。ただ、議会代表という格好で各会場に張りつけたとしたら、議会議員を、これは問題が大きいですよ。そじゃけ、私はそういうやり方までしたということは、焦っちゃうんじゃないですかということなんよ。（発言する者あり）いやいや、いろいろ意見が分かれますが、実際的に議会代表という触れ込みで、今言われるように何でつけるんかということ、これは明らかにして、私は逆に間違いじゃないか思っちゃうわけですよ。そじゃけ、どこから出たのか、だれの同意を得たのか、その点をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） この答弁をもって終結しますから、答弁をお願いします。もう時間が過ぎております。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の学校問題の協議会だけではないと思うんですが、もろもろの例えば産業建設の問題、または文教の問題等々で、今回は教育委員会の関係でございますが、総務文教厚生委員会の委員長さんと副委員長さんに委員さんとなっていただくということについて、また福祉関係であれば民生の委員長さん、副委員長さんに議会としてから出ていただくということは、特に議会にお諮りして、出ていただきましょうかということじゃなくて、委員会をつくる段階で議会の常任委員会の委員長さん、副委員長さんに委員になっていただくということについては、特に意図的なものもないし、それは議会をこれが代表しておるのかと言われれば、そこまでの議会にお諮りしたわけではございませんが、一般的にそういう形で、議会の常任委員会の委員長さん、副委員長さんには、たびたびそれぞれの委員にはなっていておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） 時間です。

議員（16番 広田 清晴君） 時間だと言いますが、今の答弁の時間もあるんです。とめた。（「計算しております」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） 以上で広田議員の質問を終わります。この件については、全協等でまた議論を深めたいと思いますので。

.....

議長（新山 玄雄君） 休憩をいたします。11時まで休憩です。

午前10時49分休憩

午前11時02分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

先ほど、広田議員の質問に対する答弁が不十分な点がございました。議長判断で、これは答弁を求めます。布村教育次長。

教育次長（布村 和男君） 先ほどの広田議員さんの御指摘でございますが、地区懇談会の名簿の中に議会代表ということで、括弧で総務文教委員ということをやっております。私どもの手続の手違いで、議会代表ということに対しての手続の間違いでありましたので、大変御迷惑をかけたことをお詫びいたします。

教育委員会としての大きな意図は、それぞれの地区懇談会の中で総務文教委員さんのそれぞれの声を聞きたいというのが大きな目的でありましたので、ひとつ御理解をいただいたらというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に移ります。

次に、一般質問を続けます。7番、杉山藤雄議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 7番、杉山藤雄です。上下水道について質問いたします。

16年度の歳入歳出の決算、あるいは17年度の決算、18年度の計画等で、特に上水道、いわゆる簡易水道、下水道の公共下水、漁業集落排水下水、農業排水等について、歳入の中で一般会計からの繰入金に占める割合が、16、17、あるいは18の計画につきましてもかなり大きな数字になっております。一貫して同じような傾向が見られますが、事このことについてもう少し事業の内容等の見直し、検討が必要ではないかというふう感じておるわけでありまして。

監査委員からも監査資料等で指摘されておまして、繰入金の歳入に占めるパーセンテージ等も具体的に出されておりますが、やはり各年度とも同じような実績、18年度の計画も同じような傾向になっておりますので、ここら辺を現状の分析をしっかりといただいておりますが、現状と、あるいはまた今後の見直し計画等を具体的に説明をお願いしたいと思います。

また、質問通告書には書いておりませんが、本町におけるこれからの水道事業、あるいは下水道事業等についての取り組みの考え方の説明もあわせて見直し等の中で御説明をいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、杉山議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、簡易水道事業の現状につきましては、柳井広域水道受入体制整備事業を平成7年度から14年度にかけて実施をいたしました。これに伴い、統合された14の簡易水道事業と源明飲料水供給施設事業を行っておるわけでございます。

その運営につきましては、主に利用者の皆様の使用料収入をもって行っておりますが、歳入不足を一般会計から繰入金で対応しているのが現状でございます。繰入金の状況につきましては、平成16年度から5億5,487万1,000円、17年度が決算書に記載のとおり5億8,002万2,000円、18年度が予算計上額が5億8,775万2,000円でございますが、公債費分を差し引いた人件費等を含めました維持管理費に要する繰入金は、平成16年度が2億648万7,000円、17年度が1億6,908万2,000円、18年度が1億6,484万2,000円ということになります。また、公債費以外に準投資的経費といたしまして、柳井広域水道企業団への出資金約5,000万円が含まれております。

なお、公債費を含めた繰入金につきましては、平成18年度がそのピークと見込んでおります。

私といたしましても、このような状況を解決をいたすべく、維持管理費等にかかる経費の節減に努めるとともに、平成17年度より給水単価検討協議会を設置をいたしまして、検討を重ねているところでございます。

次に、下水道事業の平成5年に供用開始をした片添処理区と、平成14年に一部供用開始をいたしました安下庄処理区の事業を行っております。安下庄処理区については、現在も引き続き事業を行っております。

農業集落排水事業については、戸田地区が平成13年、日良居地区が平成16年に供用開始をされ、本年7月には沖浦西地区を、また10月には和田地区を供用開始の予定としております。沖浦東地区、津海木地区、秋地区については、計画に従って事業を推進しており、浮島地区の農業集落排水事業については平成9年に供用開始をしているところでございます。

簡易水道事業同様、利用者の皆さんの利用料収入をもって運営することがその原則であると考えておりますところですが、歳入不足を一般会計からの繰り入れにより対応しているのがその現状でございます。

平成16年度から平成18年度までの繰入金の状況につきましては、下水道事業特別会計が、16年度が2億5,116万9,000円、公債費分を除いたものが1億1,248万7,000円、17年度が2億6,217万4,000円、公債費分を除いたものが1億822万3,000円、18年度が2億6,592万6,000円、公債費分を除いたものが1億464万5,000円で、農業集落排水事業特別会計が、16年度が9,902万6,000円、公債費分を除いたものが5,004万5,000円、17年度が1億4,805万9,000円、公債費分を除いたものが963万2,000円、18年度が1億7,364万8,000円、公債費分を除いたものが

7,484万7,000円で漁業集落排水事業特別会計が16年度が4,832万4,000円、公債費分を除いたものが1,541万5,000円、17年度が3,896万2,000円、公債費分を除いたものが1,059万5,000円、18年度が3,493万7,000円、公債費分を除いたものが1,138万6,000円となっております。

なお、公債費のピークは事業の進捗状況にもよりますが、下水道事業会計が平成22年度、農業集落排水事業会計が平成24年度、漁業集落排水事業会計が平成18年度と見込んでおるわけでございます。

簡水会計と同様維持管理経費の節減に努めるとともに本年度において下水道使用料検討協議会というものを設置をいたしまして、その適正な使用料について検討してまいります。いずれにいたしましても、建設改良費等の資本整備に係わるものなど繰り入れ基準に基づくもの以外の維持管理にかかる経費については受益者負担でという特別会計の原則に向けて鋭意努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

今後の計画につきましては部長の方から説明をいたさせます。終わります。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 簡易水道事業及び下水道、農集等についての今後の計画と申しますか見直しを含めてその中についてはどういう計画であろうかという御質問の趣旨だったかと存じますが、まず、簡易水道事業については広域下水道の現状の対応はいわゆる経年劣化に伴ういろんな維持管理が主な業務として新たな新設改良というのは計画として現在のところ持ち合わせてないのが現状でございます。

あとの下水、農集等につきましては17年度着手いたしました秋地区が平成22年度が現在のところ最終年次と計画しておりますが、その秋地区が最後になるわけですが、その後の計画につきましてと申しますか、今後の計画につきましては17年度この議会でも予算時期に説明したかと思っておりますが、汚水処理基本構想なるものを17年度で策定いたしましたところでございます。その中におきましていわゆる下水整備についての今後の計画でございますが、小松三浦地域、久賀棕野地域及び三ヶ浦地域について順次計画を調整してまいりたいということを含め、また、その他の地域についてはその進捗状況を見極めながら再度調査検討を重ねてまいりたいというふうに17年度で計画を立案し、現在進んでいるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） それでは、質問いたします。今の簡易水道は御説明のように13年4月から供給が始まって既に6年が経過し、いわゆる歳入の中での繰入金、歳出の中での公債費等を差し引いて受水の維持の維持費を先ほど説明がありましたが、今後給水単価の検討協議会では去年ぐらいから検討委員会が持たれておるようでございますが、ほかの柳井の広域水道

管内の水道料金と比べて周防大島町の給水単価ちゅ言いますか、水道料金はどのぐらいの位置づけになっておるか。少なくとも一番高いんでこれ以上上げられんちゅうような感じなんかそこら辺をちょっと説明をお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 近隣の自治体の水道料金についての御質問です。それぞれの自治体の事情によっていろいろ異なるわけでございます。基本料金について申し上げますと、柳井市さんの場合ですと、周防大島町が12立米が基本となっておりますが、柳井の場合12立米ですと2,830円、周防大島町ですと1,860円でございます。

柳井市さんと申し上げましたが私ども合併前の柳井市、大島町さんで比較しておりますが、旧大島町さんにおきます実態は今の12立米で1,680円という状況になっております。近隣で申しますとあと田布施町さんで申しますと12立米で3,318円という状況でございます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） そうすると周防大島町より田布施町はかなり高いというふうに認識してええわけですね。そうですか。

それから、成果報告書あたりを見ると県からの助成をたびたびこの要請しておるところであるがというのが歳入の方へは余り見えんようなのですが、そこら辺はどういうふうになっておりますかね。いわゆる水価安定のために補助金の要請をしておるがという。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 県からの助成金等についてですけれども、これ一般会計の方で県から補助金を受けております。県の補助金として水価の補助金として17年度であれば5,196万1,000円の歳入が一般会計の方に入っております。（発言する者あり）5,196万1,000円でございます。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それと、今の補助金とあわせまして高料金対策といたしまして平成17年度で1億8,167万1,000円ということになっております。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） 簡易水道についてはいろいろ検討委員会で検討されておるようでありますので、ぜひ歳入歳出のバランスを適正な一般会計の繰り入れ等の適正な繰り入れ金額に経営を改善していくのが必要ではないかというふうに思っております。

次に、公共下水を含めての農業集落排水事業のことで若干お尋ねいたしますが、工事が継続しておるので我々が決算書で見るとどれぐらいの農業集落の場合維持費がかかっておるんかちゅうのがよく見えんのです。それで既に工事が終了して維持供用開始で維持が維持のみのことになっ

ております戸田地区が13年3月から供用開始になっております。それから、日良居地区で16年4月から供用開始になっておりますが、17年度の一つ歳入歳出が単独経理はしてないかと思いますが、一応内容的にはどのようになっておるかちょっと説明願いたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの日良居地区についてでございますが、これは人件費を除いた維持管理費ということで御理解いただきたいと思いますが、2,378万4,000円になっております。戸田地区につきましてが953万4,000円という状況でございます。これに伴う収入についてということでございますが、この各処理区ごとの収入状況につきましては今回議会初日に補正予算でお願いしておりますところのシステムその処理区ごとの収納状況を掌握するためのシステムを導入予定で今定例会の初日に補正予算で提案申し上げているところでございまして、処理区ごとの収納状況は現在のところ正確なところが把握できてないというのが現状でございます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） そうすると、今日良居地区、戸田地区の維持費は人件費を除きたいいわゆる維持管理に要する費用ですね。それで収入、使用料等の収入ははっきりわからんということですか。わかるやろ収入は、使用料じゃから、全体のはあれにあるが、その地域の地区の、それがわからんや何じゃろう。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） あくまでこれ手集計ということで御理解いただきたいと思うんですが、日良居地区についてが908万863円、戸田地区について314万7,880円という推計はいたしております。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） いずれにしても維持に入ってから相当いわゆる一般会計からの繰入金が入っていると。今工事をやりおる間は一般会計の繰り入れ少ないように見えるのは、それは工事関連で工事そのものが補助金とか、起債とかで歳入の方があから使用料が少のうてもいわゆる歳入歳出のあれが帳尻が合うて一般会計が14%とか、15%とかいう低い数字になっておる。全部がコンスタントに維持になってくると水道料金並みに5割近いものが5割以上のものが繰り入れていかんと歳入歳出のバランスがとれんというふうに見てええですかいね。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） 現在供用開始している区域においてもそうでありますが、供用開始区域の全戸が加入しているという状況になっておりません。そういった面の接続の推進も当然今から図っていかねばなりませんので、議員さん御指摘の5割程度上げなきゃもと取らな

いんじゃないかと、とんとんならないんじゃないかということについては若干そういう危惧は持っておりませんし、また、一方、簡水会計、下水道会計通じて当然同じことが言えるかと思いますが、あくまで住民の福祉対策としてどこまで考慮するかという観点も重要なことじゃなかろうかと考えております。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） そりゃあ当然環境保全と快適な生活暮らすために立派な水道行政なり、下水事業ですから大変住民は感謝しておると思います。しかし、いわゆる常識的な事業経営というのはやはり一応全体のほかの事業とのバランス上をここだけ突出しちよるといようなことではやはり今言う格差と言いますか、事業種類によって格差がある。特に公共下水とか、農業集落排水、漁業排水のやってないところはその恩恵を受けんわけですから、特に漁業集落排水あたりは単年の平成の9年から、もう既に9年間浮島地区に限定してやられておるから維持費がどれくらいかかるかちゅうのはもう明らかに見てわかるわけですが、かなりのそりゃ離島じゃからいろいろな不便なことがあるんで行政の光が十分あたっておるので結構と思いますが、排水事業のやられない地域については、やはりそこらあたりとの今度はバランスをしっかりと考えた下水事業、特に水道事業は80%のものが利用しておるということになると、これは余り地域格差はないと思いますが、下水事業についてはいつか委員会で聞くと20%ぐらいが、しか恩恵を受けてない残りの80%の地域は逆に格差を受けておるというふうに見ざるを得るのでしっかりそこら辺は検討委員会ができておるようでありますので、検討していただきたいと思います。

それから、最後に、関連はありますが、浄化槽について若干お聞きしたいと思います。浄化槽がこの前委員会でもちょっと聞きましたが、補助金の3分の1が一般財源で助成されておると。7人槽で41万4,000円の18年度から助成があるように聞いておりますが、水道屋あたりで聞いて「どれくらいかかるんか」と平均的には、80万円ぐらいは見ちょかにやいけまあと、そうすると半分ぐらい助成があるかというふうにわしも言うたんですが、その今の浄化槽の7人槽で41万4,000円、5人槽で34万円とかいうその算出基礎ちゅうのはどのぐらい見ておるんですか。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまのどのあたりまで要するに工事費にかかる経費のどのあたりまでということについての御質問かと思いますが、大変これ私不勉強で申しわけありませんが、国の補助基準にのっとってあくまでこれは国の補助金が17年度から交付金事業に変わりましたが、あくまでその交付基準額に基づいて行っているというのが実態でございます。

議長（新山 玄雄君） 杉山議員。

議員（7番 杉山 藤雄君） もう1つ、これは確実に私が調べておるわけありませんが、県

内のある町村では合併浄化槽の方がより効率的だという地域には無理をして下水事業やらずに合併浄化槽を進めていると。合併浄化槽の場合、槽から外側、そこから内側を部屋の中になると思います。槽から外側についてはいわゆる業者が見積もりをして、そして、町へ申請していわゆるそれに対する補助率を工事費を含めて補助を出していると、それによって下水を整備をしていくんやという地域もあるようではありますが、大島の場合、大変財政も厳しいようでもありますし、また、地域もどんどん人も減っていく、家も散在しておるからこころもひとつ参考にして勉強されてひとつ町民が快適な暮らしができ、環境をえっと汚さんようにひとつ今後ともよろしく御奮闘のほどお願いいたしまして質問を終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で、杉山議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、24番、尾元武議員。

議員（24番 尾元 武君） 学校の統合問題について質問させていただきます。

まずはこれまでの統合に向けての教育委員会等の御苦労に対して感謝と敬意を表するものであります。

さて、周防大島町が誕生しまして早2年、地方分権が叫ばれまして改革の波は交付税に依存する市町村には大きく押し寄せてまいりました。今後はまた中核都市に向けての広域合併、また、道州制の導入へと地方のあり方は拍車をかけて大きく変わろうとしています。今後一層将来に向けてのビジョンをしっかりと見据えた形で事業も展開しなければ後世に大きな負担、諸問題を残しかねない結果になりかねません。そういった時代であります。少子高齢化という深刻な現実の中に財政基盤の充実、また、均衡ある町の発展を第1目標に出発した周防大島町ではありますが、これまでは旧町からの申し送りの継続事業完成成就することが町長の責任であり、また、仕事でありましたので、厳しい財政状況の中にも事業は着々と展開してきたところであります。こういった世相を背景の中に今真剣に取り組むべき問題として学校の統廃合問題が喫緊の課題として浮上してまいったところであります。

9月8日本会議終了後、中学校統合問題について全員協議会が開かれました。その中で中間報告がなされたところであります。内容はこれまでの経過を踏まえて4校案を成案として理解を求めると認識いたしました。議員の声は多岐にわたりまして前途多難な意見が多かったように思われます。こういった中で12月議会に提案予定と伺っておりますが、この状況下で今後どのように教育効果を目的とする統合問題を進めていかれる御予定なのか。

また、東部西部地区の2校案におきましては、東部において東和中学校改築の間暫定的に安下庄中学校と報告書にあります。しかし、最終的に安下庄中学校に統合となったため、通学時間及び利便性等を理由に反対の声が大きくなったと聞いております。その辺の説明会での状況、経緯

を再度求めたいところであります。

また、教育最優先の町長の姿勢は称賛に値するところではありますが、4校案に向けて中学校の改築事業費総額16億6,700万円そのうち東和中の改築費は6億2,400万円ですが、仮設費を含めると9億2,600万円という数字が上げられております。久賀小学校改築費を含めると24億4,000万円の概算事業費であります。均衡ある町の発展を願う周防大島町として、また、先ほどから出てまいりました環境整備はたまたま庁舎の問題も含めまして問題は山積みであります。財政面も含めてどのようにお考えかお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 尾元議員の質問にお答えいたします。

先日の全員協議会で中学校の統合についてその経過を御報告する機会をいただきましたことにまずお礼を申し上げます。6月議会の全員協議会の教育委員会提案の2校案が保護者や町民代表から納得をいただくのが大変困難であり、4校案で進めることになるのではないかという説明をして以来、先日まで議会への説明が不足していたことを改めて議員各位におわびをいたします。

近く総務文教委員会では選考地を視察され、学校統合研究されとお伺いしております。その成果もまた拝聴させていただきながら議会との連携を保ちながら進めたいと思います。

学校統合は私は当初から建設的な対話のもとで理想と現実論とがかみ合い、多くの町民から理解がいただける結論を導きたいと願ってまいりました。これからもそうあるべきだと考えています。今後の統合の進め方ですが、8日の全員協議会でもした2校案から4校案にした理由を学校が残る地域と学校が残らない地域が相互に理解を深め合うことが大切であると考えております。これまで保護者説明会や地区懇談会を延べで言いますと36回開催してまいりましたが、その経過を振り返ってみますと、教育委員会が最初統合の議論を具体的にかつ幅広く行うために昨年の8月に2校案、3校案、4校案で各地区の御意見をお聞きしました。そのときは3校案に対する意見は全くなし、あるいは極めて少数の1校案や2校案の御発言がありました。と言うことで4校案に大多数が賛成という状況でございました。

また、それに引き続いて行った9月の小中学校の全員保護者対象のアンケートも沖浦中学校校区以外はすべての中学校区で4校案支持の回答が返ってまいりました。教育委員会ではアンケートや説明会の状況から4校案が町民保護者の意思ではないかと思いましたが、その途中で御存じのように12月に耐震診断結果が出て、教育委員会は東和中学校と久賀中学校の耐震診断結果が悪く、安全面、教育面、経済面をいろいろ考え2校案を安下庄中、大島中学校の2校案を選択して地域に説明をしてきたわけであります。

さらに2校案の説明のときは学級数、生徒数、教員数の増加と充実だとか、あるいはクラスがえが可能な生徒数であるとか、グループ活動が活性化したり、あるいは部活動の選択幅の拡大と

将来に再統合が必要でないこと等の理解を求めて歩いてまいりました。学校がなくなる地域では、しかし、今述べたような事柄は全く話題となりませんでした。むしろ多くの地域から共通した次のような反対意見をいただいたのであります。1、学校がなくなると地域が過疎化し、この地域が寂れる。1つ、通学距離の遠さと現在の通学路では安全性に問題がある。参観日や学校で子供が病気をしたときなど保護者の負担がふえる。1つ、2校案という理想論もよいが現実には住民感情もあり一挙に2校案は無理である。1つ、2校案では通学バスの台数が10台要る。公共バスで定期券で通学した場合年間で5,000万円要るようだが予算的に大丈夫か。1つ、保護者の意見は当初から4校案が多かったのだから最初の意見を尊重すべきではないかという意見でありました。もう少し各地区の意見を覗いてみますと、久賀、棕野地域では中学校、高校が同時になくなることは考えられない。一番人数が多いこの中学校がどうして統合の対象になるのかという意見もいただきました。さらにこの地区からは小学校、中学校全保護者の意思だということでPTA代表から2校案反対4校案の統合希望の請願書をいただいたのであります。

油田地域からは安下庄中の通学に40分以上かかっては部活動や家庭学習に支障が出て統合のメリットがないから反対である。また、この安下庄案では通学時間と距離から永遠に油田は学校統合ができないから反対である。日良居地区からは、学校が小さくてもよい。2校案は安下庄の町の狭い道路を広げた後で話にきてほしい。通学路の狭さから安全が確保できないので国道の広い道で通学をするという選択肢はないのかというふうな話でありました。

安下庄までの道路の狭さの反対は東和中の保護者も同様でありましたが、東和中からは学校側の陸上競技場、分化センターへの体育施設等々の充実等上げてこの東和の地こそ中学校の適地だというそういう話でありました。残念ながら私どもが御理解をいたどころと努力した2校案は結果として指示をいただけなかったのであります。

そのような経過の中で、教育委員会では説明会や地区懇談会の前後にたびたび合議を重ねた結果、4校案でなければ学校統合はまとまらないという判断をしたわけであります。大島郡の少子化の現状から事業や生活場面では早くから子供の序列化が固定している。大島の子供は純朴であるが受け身の学習態度であるとか、部活動の選択幅の狭さやいじめがあれば逃げ場がない学校生活が指摘されています。したがって、こじんまりとした現在の教育基盤や教育環境を少しでも改善するためには小規模校が長く続いている本町の現状に風穴をあけることが必要であると考えているわけであります。

具体的には、4校案であっても小規模校の油田、日良居、蒲野、沖浦中学校の生徒から言えば、仮に平成21年に統合したとすれば油田中学校は4.6倍、日良居中学校は3.4倍、蒲野中学校は3倍、沖浦中学校は6.5倍の生徒が在籍する学校に通学するわけであります。中心校となる4つの中学校も6分の1ないし3分の1の生徒の増加があり、不十分ではあります4校案の統

合の暁にはかなり大きな刺激の加わった学校生活の展開が期待されるわけであります。

なお、4校案で統合するという各地区での説明会や地区懇談会の結果であります。久賀地域、東和地域、油田地域、日良居地域の保護者説明会、また、議員さんや自治会長さん、民生委員さん、婦人会長さん、教育委員さん、PTA役員さん等からなる地区懇談会でも4校案での再提案に感謝するという声や賛成するという会場の拍手をいただいているということであります。

2校案に対する賛成意見をいただいた地域もありましたが、旧4町の誇りある各地区ごとの長い歴史、また、本町の地理的広さ、地域の学校に寄せる住民感情等考えると旧町1校ずつを目指した統合案がまず1段階は妥当であろうとする保護者、町民のバランス感覚があらわれたものだと受けとめております。

今後とも円滑な統合に向けて町民各位や保護者の御理解を得ながら丁寧に取り組んでいきたいと思っています。

後半の質問の2点目、安下庄と東和中学校の件ですが、1月25日小中学校統合問題推進協議会の開催時に最初に提案したことだと思っております。その時点では耐震診断結果が出ておりましたから全町にわたる推進委員さんに御出席をいただいているわけですから考えられる統合案をすべて提示し、検討資料にしたいということを出したんであります。東和中学校の校舎が耐震性が弱いということから子供たちの安全性を最優先するという立場から堅牢な安下庄中学校に緊急避難的に一時生徒を移動させる。そして、東和中が改築されることがあればもとに戻すという案でありましたが、これはその会議では全くいい方ほど取り上げていただけず、その後どの会場でも話題になることのない案でありました。

最後の校舎改築事業についてであります。国においても公立学校施設の耐震化の推進を強く求めているところであり、耐震化率を平成27年度末までに9割にすることを目標としております。山口県においても国の基本方針に沿った耐震改修促進計画を本年度内に策定することとなっております。また、国の耐震化の重点が建てかえ方式から補強改修方式へと変更がなされました。本町においても校舎の老朽化が進み、現在小学校で14校中6校、中学校では9校中5校全体で48%の学校が国の耐震基準を満たしていないのが現状であります。中でも東和中学校においては耐震1次診断の結果、コンクリートの強度が非常に弱くいわゆる危険校舎に近い状態で耐震補強が不可能となっております。御指摘のように財政状況の厳しい中ではございますが、東和中学校の改築を考えております。他の学校についても今後の小中学校の統合状況を勘案し、また、本町においても耐震化推進計画を策定することとしております。

以上、その中で耐震補強等々考えていきたいと思っております。御静聴ありがとうございました。

(発言する者あり)

議長(新山 玄雄君) 静粛にお願いします。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） まだ、若干御答弁いただいてない部分もあるんですが、まず、今お聞きした範囲の中で私の持っている資料の中で柳井市このたび統合問題、これは9月13日の新聞で上がっております。これが柳井市中学校を4校から1校の計画に持っていかれると。また、そういった減少する児童生徒数も踏まえまして学校規模の適正化と体制基準を満たす校舎を効率に使われるそれがねらいであります。そういった中で4割以上が耐震基準を満たしていない現状ですが、財政状況下ではもう改築は難しいと頭からしないという運びです。説明会等々にも市長みずから足を運ばれる中にも御理解をいただいているというふうにお聞きいたしました。私がここで危惧するのは柳井市4校が1校ですが、生徒数は現在900名で現在大島は390名なんです。これ390名ちゅうたら柳井市から見たら小規模校なんですよ。この辺の感覚と言いますか、違いと言いますか、この辺は何だろうと思うんです。面積にしたら柳井市が139キロ平米約、平郡含めてですけど、周防大島が138キロ平米ほぼ変わらない。そういった中で今のこれから広域合併等々が叫ばれる中に現時点の住民の皆さんの理解をもらっての第1段階ステップの統廃合4校案という部分がいつまで続くんだろうか。また、そういったステップが今本当に厳しい意見かも知れないけど大きく乗り越えるために必要な場面でもなかるうかとちょっと思うわけです。私は4校案が2校案になり、また、2校案が4校案になるところで最初に教育長が述べられましたけど、ぜひとも議会にお諮りいただきたい部分はあったようにも思います。そういった中で、この実質的な今財政面もおきまして公債比率これは特に収入に対する借金返済比率が起債制限比率以上にはっきり出ているという形であられた数字ですけど、柳井市がちなみに18.7%、周防大島が20.2%という数字を持っているわけです。なら、財政的には厳しい周防大島町が改築に踏み切り、そして、18%以上は許可大体ということですから決して柳井市も楽なわけじゃないです。もう頭から改築はなしとそういった形で説明を求めていかれる。この辺のギャップを将来見据えればやはりそれだけの教育主体の統合としてとらえたときに最初に教育長が教育委員会の方で必至と述べられた部分が理解いただけなかった部分その時点でどうして理解がいただけないんだろうかというところをこれは確かにそれぞれ地域の反対の御意見等も厳しいものがあつたかも知れないけど、あつたから2校案がまた4校案に戻りましたというそういった流れというのが果たして住民に対してどれだけ教育中心とした教育委員会としての方向、ビジョンと言いますか、そういった部分を損ねてしまったらどうか。そういったふうにも思ってしまうわけです。

再度先ほどの一度目の質問で財政状況的な部分もちょっとお尋ねいたしました。その辺の部分は全くまだ旗幟と返事が、御答弁いただいてないわけですけど、この辺に関して町部局としまして、そう言えば中期的な見通し、改築にあたる事業費の見通しですね、その辺に関して具体的にどういう状況下にあるのか。そういった財政的なデメリット踏まえてでもそういった運びに持つ

ていかなくちゃいけないという現状の説明の中に説明を求めたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 学校の統合問題というのは非常に大きな問題でありますし、先ほど教育長さんの方から冒頭で説明がありました。住民の声、また、保護者の声、生徒の、児童の声をよく聞いてから進むということが教育委員会のスタンスであったというふうにお伺いしております。そういうことからしましてその声は4校案であったというふうに聞いておりますが、その中で2校について耐震性がないということから再度2校案でどうでしょうかということをお示したところ、非常に合意できる方が少なかったということから教育委員会としてはやはり4校案でないと今当面はまとまりにくいのではないかと今思いを持っておるといふふうに私たちも報告をいただいております。そういたしますと、今ある4校案のうち2校については耐震性が不足しておるといふ状況でございますから、それについては危険校舎に入れておくことは非常に不適切であるということになると思っております。それが今の尾元議員さんの御質問で今の財政状況で果たしてどうなるかということでございますが、それは基本的な考え方からいたしますと、当然耐震性のある学校で利用していただくのが一番いいと、財政的にはです。思っております。そういたしますと、今耐震性のある学校は安下庄中学校と大島中学校ということで規模的にもほぼおさまるといふことでございますから財政的見地だけを申し上げますと非常に財政的にはいいのではないかと思います。ただ、教育委員会の方で36回も保護者会とか、または地域を入れた懇談会とか、または協議会とかいう中でその2校案に対する同意が非常に難しいという現状も無視するわけにはいかないのではないかと今も考えております。そうしたときに先ほど柳井市の例が出ましたが、柳井市は新聞で読む限りでございますが、財政的に今建てかえる余裕はないということからして1校案だといふふうにして市長さんみずから説明会にも乗り出すといふふうなことも出ておりましたが、果たしてその財政的見地を最優先して2校案であれば当然その財政的にはすごくメリットがあるわけですからそういうふうなことを押し進めることが果たして可能なのかどうかということは非常に危惧するところでございます。だから、財政的な面でどうかと言われれば、当然今あるのを利用するのが一番いいというのはこれは私が今ここで言わなくても皆さんと同認識であると思っております。しかしながら、住民の皆さんの声または保護者の声を聞いたとき果たしてそういう財政的見地からだけで御同意が得られるのかということもこれも相当な困難が予想されるんじゃないかということでございます。

それと、もう1つ、先ほど尾元議員さんの中からほかの重要案件政策的課題が質問がありましたが、当然学校だけが周防大島町に課せられた課題ではないわけございまして、当然下水等含めた生活環境基盤の整備とか、ちょっと冒頭にもありましたが庁舎の問題とかまだまだもろもろたくさんの政策課題を抱えておるといふことからそれと例えば学校の建設とを例えば比較

検討するという話になりますと非常に問題は複雑になってくるというふうに思っております。そうしたときに例えば学校建てかえるのをやめてこれをやるのかと言われたときにどういうふうな選択をすべきなのかというのは非常に大きな議論をしなければなかなか町執行部での政策決定というのは非常に大きな問題になってくるのではないかと思っております。だから、私にもここで財政的なもんかどうかという質問だけにお答えするのであれば、それは今ある学校を使うのが財政的に有利であるということはお答え申し上げますが、だから、それならそれでいいのかということまではちょっと今のこの段階では非常にお答えしにくい、皆さんの声も入れながら協議が必要だというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） じゃあ、4校案で進められる運びでいらっしゃるという部分は変わらないようにもちょっと受けとめました、いつまで4校案で持っていられるのか。大体生徒数はデータが出ています。そういった中でじゃあ、4つの学校が耐震強度を持って残ります。今暫定的に安下庄ということすら説明会のときに意見が全く出ない状況、今度2校案に浮上したときにどういうふうにとめるのか。ただ単に私は問題の先送りというふうにしただけ感じとれない部分も感じるわけです。今以上にそれぞれが同じしっかりした強度を持った建物を持って若干の改築で増改築でやっていけるという中に今のこれだけの今の住民感情をそのまま住民との調和を保つ中でという発想のもとでやっていたときには、例えば油田とか、三蒲、沖浦というように徹底した小規模学校になったときにはやっぱり統合が必要みたいな形の間子供は犠牲者です。教育という立場の部分そういった本来の教育という部分の改革そういった部分には全く光は指さない。この現実を理解しがたい部分はやはり感じます。だから、今しっかり当面の問題として受けとめ、これから次の議会に提案されるというふうにお伺いしておりますけど、しっかりまだ議論すべきところがあるのではなからうか。例えば油田中学校の保護者の説明会のときに東和中の改築の間だけでもよその学校にというふうなそういったことはできないんだろうか。例えば1億2,600万円というリース代年間の、これはもったいないからという保護者からもやっぱり意見が出ておる。そういった部分がしっかり改築するならその間はここにおってください。少なからず財政的に厳しいんだけどやるんだからというふうな折衷的な部分まで持っていくそのぐらいの姿勢は少なからず必要だろうと思いますし、今のまますべてをうのみにして次にどういうふうに使われるのか。残った学校をどういうふうに持っていきたいという何かプラン、ビジョンがあるのかその辺がしっかりしないままにただ単に改築します、東和の奥の方々が非常に不便だからと、それだけではなかなか理解しがたい部分があるように思いますが、その辺に関していかがでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 将来の統合の展望というふうなことでお答えすればいいのだと思います。

それで、実際に今類推できる統合は恐らく1校か2校であろうと。それで2校について言えば、結局大島郡が大変広いと言いますか、したがって、東西で2校それで現在生まれている生徒の状態から言うと東西それぞれ120人ずつぐらいそれで2校だろうというふうに思われます。それから、仮に1校になったときにはやはり通学のこと等通学の利便性等々大変考えないといけない問題が起こってくるだろう。したがって、面積が問題なのではなくて例えば柳井と余り違わないよとおっしゃったときに、柳井で言えば他の町の統合ですからいろいろ批評はしにくい部分がありますが、大変一番遠いのが大畠中学校だろうと思います。大変土地がフラットでそれで中学校まで10分もあれば何となく行くような大畠の中学校から、そんな感じがいたします。そんな意味で大変フラットで町の形が大島郡とうんと違うというふうな部分があって、したがって、今教育委員会では東西の2校案ぐらいが大島町の形としたら。

議長（新山 玄雄君） 私語を謹んでください。

教育長（平田 武君） そんなふうなことを思っていますが。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 済みません。2校案という方向の中に、じゃあ、残った学校と今の場合だったらちょっと改築して例えば改築してリース代でたしか9億2,600万円かかりますけど、じゃあ、その後どういうふうにするのか。もし安下庄になったとき、東和町、例えば東和町改築するから東和の方に次はいついつごろまでに2校案のときには東和に統合しますとか、少なからずその辺の方向性を決めた形の4校案にしていきたいという思いはあります。久賀と大島という部分も私がふと感じるのは、そりゃ住民総拳げでから反対という部分がそりゃ住民が一体化している地域でしょ。でも本当にそれがいいのか悪いのかちゅう部分を論議したときに、やはり理解しがたい部分は私ははっきり言うてあると思うんです。そういった中を踏まえて私の結論を申し上げますと、やはり次の12月に提案したいというふうに期限を限定するのはどうだろうかという感はします。しっかりもっと論議をして、ただ、2が4になり、4が2になったというそういった形の経緯の中にまた2という形で町民に出しがたいちゅうような思いが先走るんじゃないだろうかという思いも若干しないわけでもないですけど、本当に大切なのは教育論です。その部分をわかってもらうためにしっかりと今一度あれだけの皆さんの声はあったけど、やはり教育を主体にしたときには2校案のがいいんだとそれぐらいの勢いをもってもしくは1校案ですね、理想と現実という部分がありましたら私はあえて2校と言ったわけではありますが、その辺をしっかり踏まえていただきたいと思うわけでありまして。

改築後どのように使われるかこの辺はしっかりと明記した形で臨んでいただきたいと思います。

最後に、説明会に先ほども話がありましたが、議員代表という形で文教委員の方で参加ちゅう形のところで一言ありましたけど、今こうして教育論というより地域の問題としてこの統合問題が流れてきました。となると、やっぱり私は議員全員にやはりこういった大事な問題はそういった地域の協議会には今後もあることですが、ぜひ声をかけていただければと思います。やはり住民の方から聞かれたりときに、参加してない議員さんはわからんという返事はやっぱりできないわけです。実際住民代表という立場を持ってこれだけ住民の声を重宝する形の統合問題が展開されるんならやはりそういった住民代表の議員さんにはしっかりと御案内いただき、議員さんの声をお聞きしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 答弁必要ですよね。答弁求めます。

議員（24番 尾元 武君） お願いします。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 2校案にしても4校案にしても学校統合の跡地というのは大変問題だと思っています。それで、実際に久賀中学校は耐震診断の結果で言うと他の施設には転用は難しいのだろうと思っています。それで、あと今堅牢なと言えれば安下庄と、もし改築ということになれば東和ということになります。それが今の状況で実際に4校案での跡地の統合はまだこういうことだという、跡地の利用を決めるためのこういうふうな方法がある、こんな方法があるというようなことは議論になっておりますが、これをこう使おうというのはまだ議論になっておりません。

それから、何か、検討いたします。早速。

議長（新山 玄雄君） 以上で尾元議員の質問を終わります。

.....
議長（新山 玄雄君） 暫時休憩いたします。午後1時まで休憩いたします。

午後0時12分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

一般質問の続きを行います。次に、23番、小田貞利議員。

議員（23番 小田 貞利君） 通告しました2点について質問をいたします。

初めに、東南海・南海地震の対応についてですが、西日本は既に地震の活動期に入ったと言われ、山口県でも震度6弱の揺れと津波の襲来が予想され、本町でも東南海・南海地震の被災地区としての指定も受けているところであります。しかし、現状では避難所の指定も東南海について

ですが、地震についての避難所の指定もされておらず、要援護者への対応も進んでいないように思われます。災害による被害を最小限に抑えるには地域における取り組みの普及、啓発が必要と考えますが、1日も早い具体的な対応を望んでおります。町の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、港の維持管理についてですが、本町には多くの漁港、港湾があります。しかし、その多くは川からの土砂や海流による砂で浅くなり、船舶の停泊航行に支障を来しているのが現状であります。町ではこの現状を認識し対応を考えているのかどうかを質問いたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、小田議員さんの御質問に東南海・南海地震の対応についてお答えをいたします。

東南海・南海地震における避難所や要援護者等の対応についての御質問でございますが、平成15年12月17日に周防大島町が山口県内では唯一「東南海・南海地震防災対策推進地域」の指定を受けたわけでございます。

東南海・南海地震は今後30年の間に50%から60%の確率で地震が発生すると言われておるわけでございまして、長期の年月をかけた防災対策は必要となってきております。

本町といたしましても、県内最大震度6弱の東南海・南海地震が発生をし、波高が3メートルの津波が90分後に周防大島町沿岸に到達するとの想定で昨年11月6日でございますが、82関係団体、約3,000人の参加を得まして山口県総合防災訓練が旧4町を主会場といたしまして、避難経路の確保あるいはまた施設利用者の避難誘導、通報、大島大橋の臨時点検、初期消火等の訓練を実施をし、震災防災対策の強化に努めております。

また、今年2月には町内の4総合支所と出張所7カ所の11会場におきまして山口大学の工学部の工学博士でございます滝本先生をお迎えするなど防災セミナーをはじめ、防災ボランティア後援会や安心して住まうための防災セミナーを開催をいたしまして防災意識の向上に努めたわけでございます。

長期にわたる防災対策には年少者である小・中学生を対象に地震災害から自分の身を守るすべを日常から心がけてもらうため、町内の小中学校の先生方に「災害図上訓練」の進め方を取得をしていただき、学校教育の中で普及をしていくことが最も効果的でありますので、災害図上訓練の研修会を開催をするとともに、4小学校におきまして災害図上訓練や学習発表会を行ったわけでございます。科学が進歩した現在におきましても地震をとめることはできません。しかし、日ごろの防災対策を万全にすることで被害を最小限に抑えることができます。

そこで、地震の危機意識が高まっている今こそ家庭に、地域に正しい防災意識を高めることが必要であり、婦人会や老人クラブ等の集会のときに防災についてお話をさせていただいております。

このたび財団法人日本宝くじ協会より消火、通報指導車が寄贈されました。車内には訓練用の消火器、一時吸盤通報訓練セット、防災啓発紙芝居などのさまざまな防災啓発機材が積載をされており、今後は学校や自主防災組織等の各種団体の防災訓練に活用していただき、なお一層防災対策について住民の皆さんに周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、周防大島町防災会議におきまして、本編、震災編、資料編からなる地域防災計画を策定をいたしまして議員の皆様にも配布をしておりますように、資料編には地震、津波時等における避難場所として町内全域に157カ所を指定をしております。避難場所の周知につきましては、この4月に全世帯配布をいたしました周防大島町防災ガイドブックに18カ所の拠点避難施設を、17カ所の拠点避難場所を掲載をしておりますが、家の近くの避難所はどこなのか。避難所までの安全な経路はどこなのか。日ごろから地域や家族で確認に努めていただきたいと思います。と思っています。

また、災害時に高齢者や障害者などの要援護者の対応についてのお尋ねであります。要援護者の安否を素早く確認をし、支援を行うためには要援護者の同意を得ながら個人情報共有化する仕組みづくりが必要だと思っています。

1人で避難することができず、手助けをする家族が近くにいない人に対しましては災害時に要援護者台帳をもとに安否確認や援護しますが台帳に載せてもいいですかと質問し、同意した人を台帳に載せることも考えられます。

今後は山口県において災害時要援護者検討委員会で検討しております。災害時要援護者支援マニュアル策定ガイドラインを参考にいたしまして社会福祉協議会、民生委員等々の連携のもとに要援護者の防災対策及び救援体制に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、2番目の御質問でございますが、本町には12の漁港があるわけでございます。地区によっては数カ所に分かれておりますのであわせて41カ所の漁港があるということになります。これらの漁港の中には地形的に河川等の流沫が漁港内へ流れ込み、土砂が港内に堆積してしまう箇所や潮流によって流された砂が防波堤の内側に堆積してしまう箇所もございます。

船舶の停泊や航行に支障を来すということで浚渫の要望があった箇所については堆積状況を確認をし、漁港管理費予算の中で他の補修工事等との緊急度も考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

また、風波や潮流による漂砂の堆積につきましては、浚渫のほか根本的な解消策といたしまして防砂堤の設置についての検討も必要かと思われしますので、この点については事業による対応の如何について県とも協議をしてみたいと思っています。

なお、港湾については県管理となっておりますので、浚渫等の御要望がありましたら県の方へ要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。終わります。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 157カ所の避難所等を指定して町全体に配布しているということですが、すべてのところ確認したわけではありませんが、町民の声によりますと、高潮あるいは津波3メートル、5メートルの高さ海岸部ではなるとは思いますが、そういった場合にその避難所が適切かどうかというような意見を耳にいたします。そういった部分も考慮されて指定されている箇所が157カ所かどうかをまずお聞かせいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

避難所の157カ所はコンサルにかけましてその避難場所等を点検してもらったりして一応決めております。避難場所についてすべてですかね、すべてと言うか要するに台風とか、津波とか、地震、土砂とかそういうものにすべて対応できるかどうかというようなところとか、それで、今回は地震についての質問でありますので、この地震編の資料の64ページに地震、津波時一時避難所ということで17カ所指定しております。それで、今後は17年度からハードマップ県の方の事業を取り入れて河川とか、港湾の津波、それとか高潮とか、洪水とかによってその地域の浸水予測図ということで今調査しておりますし、順次平成21年までに周防大島町全域にわたってハードマップを整備して避難所の安全と思われる箇所をその防災マップに掲載するというようなことで作業を進めているところであります。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 地震、津波対策として17カ所ということですが、最大高潮、高波3メートル以上が90分後ということですが、この17カ所に避難するのに実質90分後津波が来ますよと、発表して90分たってきてくれるんならいいですが、30分、40分津波が来ますよという報告があつて30分、40分で避難しなくちゃいけないという場合に17カ所じゃ当然無理と思うんですね。高い体育館であったりするわけですが、私が質問している部分は緊急時高潮がもうすぐ来るよといった場合に、各集落集落あるいは家の中じゃなくてもいいわけです。例えば伊保田地区ならこの高台に集まりなさいとかといった具体的な部分の話が進んでいけば、もしそこに逃げおくられている人の助けとかいった部分がスムーズにできるという意味で質問をしております。こういった部分も含めて今後の避難場所等を今からつくっていく部分の中に入れていただきたいと思っております。そのへんはどのようにお考えでしょう。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 緊急時あるいは災害時大災害等が想定される場合については、今住民への周知ということで防災行政無線ということでの整備を進めておりますが、それは当然間に合わないという時間的なものもあろうかと思えます。ことし特に地域それぞれ出かけていって防

災に対する啓発とかいろいろ訓練をしておるといふ先ほど町長答弁申し上げておりますが、その中で、地震等、特に東南海・南海地震等の地震については長い間揺れがする、続くよとそういったときにはもう東南海・南海地震ということ想定してとにかく身の回りの貴重なものだけを持ってできるだけ高いところへ逃げてくださというところだけの説明はしておるところでございます。したがって、避難所がどこだからそこまで行かなきゃいけないということも、また当然大切でしょうけれども、一番身近なところでこの地震に対しては高いところに逃げてくださというところでまず啓発をしていったらというふう考えております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 地震のときは高いところに逃げろというのは多分みんな知っておると思うんです。二次災害あるいは人的災害と言われないうためにその地区地区、集落集落で自治会長さんなり、民生委員さんなりいろんなボランティアの方がおると思います。そういう部分への細かい指導というかが必要じゃないかというふうに考えているわけです。その辺の部分も当然進めていっていただければならないと思います。町がやるのかやらないかという部分になるかも知れませんが、そういった部分をお聞きしているところです。その辺ちょっとどうですかね。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 大地震ということになりますと恐らく公助、自助、共助ということでやはり行政ができる範囲ちゅうのも消防とかできる範囲も限定されると思います。消防団員もけがをされるとか、あるいは家族の方とかいうようなことで、また、職員も同じような状況になるかと思しますので、そういうときにはやはり自助と言うんですか、自主防災組織ということで田村議員からも質問がありましたように、訓練はどのような訓練をしているかというようなことで、その中で各地区家房とか、三ツ松とか、内入とかそういう自主防災組織が中心となってそういう災害、地震が起きたときの対応の仕方というなものを取り組んでいただいております。今後は町といたしましても、やはり地域のリーダーを育てていくということが一番大切なことではないのかと思います。このたびやはり計画されているところにはやはり素晴らしいリーダーがおります。やはりリーダーのもとにそういう自主防災組織ができ、いろんな活動をしておりますので、今後はそういうリーダーの育成についても取り組んでいきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） ぜひ役場の職員だけでは当然間に合わないわけですから日ごろからそういう計画的にそういうリーダーなり地域のグループなりに指導をしていただきやっていただきたいと思います。

今まだ次の災害者、要支援のこととも関連するんですが、いまいちこの地震について、あるい

は支援についてという部分の役場のどの課から、どういう経路で各支所、地域支援班に流れていくのかといった部分がちょっと不明確なような気がします。こういう災害、地震についての部分と災害時支援者の支援する場合の役場の指揮、命令体系というのをちょっと教えていただきたいと思いますが。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。

支援体制でございますけども、さきの台風13号においては午前10時に災害対策本部を設置いたしました。対策本部を設置いたしまして各部、関係、警報第2警戒体制ということでありましたからそれに応じて職員が配置されております。

それから、1時には現地対策本部ということでそれぞれの総合支所で対策本部を設置し、そして避難所15カ所を設置いたしまして140世帯の171名の方が自主避難しておりました。そのように対策本部を設置して、それからそれぞれの体制を整えて対応していくということになるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 地震についてだけでちょっと質問したいと思うんですが、今の町長の答弁の中で今後は災害時援護者避難支援ガイドラインを参考にして要援護者等に取り組んでいきたいという答弁でしたが、その担当の課が総務課なのか、どこなのかという部分の質問です。それを再度お願いしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 要支援の関係の御質問でございますが、これの担当は当然防災が担当課にもなりますけども、その他には福祉とか、外郭団体であります社協とかそういうところが中心となって災害時の要援護者の救援とか、あるいは避難等の誘導等について対応していくということになるかと思えます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） ことしの2月に災害時要援護者支援マニュアルというのが県でつくられております。旧町単位でやられていた経緯もあるかと思えますが、橘町なんかでは社協とで取り組んでいるようですが、今のお答えでは社協等でということですが、実質周防大島町の全体の社協にはそういった話もいってないのが現実じゃないかと思えます。どちらにしても要援護者というのが周防大島町の場合3割近い人がそういった部分じゃないかと思えます。いろんな社協であるとか、ボランティア団体であるとか、いろんなところと連携をとりながら1日も早い計画の策定あるいは認知というものが必要だろうと思えますが、その辺のいつごろまでにつくり、社協の協力を得るなり、どういったところに主体的にやっていくのかといった部分はどのように

お考えでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 要援護者の対応につきましては、やはり一番ネックになっているのが個人情報の取り扱いというようなことであります。国は個人情報保護法において個人が利益を得ることで公開は可能との見解も示されておるようでございますので、その辺の見解を受けながら今後被害時の要援護者対策や避難所の対策の充実、関係機関との連携強化など町民の安心、安全を確保するための防災体制のさらに充実を積極的に取り組んでいくことになろうかと思えます。いつまでかということでございますけれども、早い時期ということでは何とかマニュアルづくりをしていかなければならないというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 早い時期にそういうふうな形というのをつくっていただきたいと思えます。要援護者の中に外国人も含まれるんじゃないかというようなマニュアルには書いてありますが、周防大島町にざっと100人ぐらいの外国人が住んでおります。僕も最近知ったばかりなんですが、そういった部分も含めてきめ細かな統制のとれたというか、どこがどういう責任を持ってやるという部分をつくり上げていただきたいと思えます。

続きまして、漁港の浚渫等についてですが、町長の答弁では浚渫の要望のあった箇所について状況を確認しながら予算の中で随時やっていきたいということですが、実質周防大島町合併いたしました2年目が過ぎようとしていますが、大体年に一、二カ所程度の浚渫しかできていないのではないかと思います。僕の調べた範囲によりますと漁港、港湾含めて大体70カ所以上の港があるわけですが、その中で旧東和町地区に限りまして30余りあるわけですが、浚渫の必要な箇所が約20カ所余りあるんじゃないかというふうに思っております。これを大島郡レベルで考えますと今年に2カ所というような形でやりますと15年、20年といった時期がかかります。漁業者の年齢の半分以上は70歳以上過ぎているような現状で20年計画で漁港の浚渫というような話は到底できないと思えます。こういった部分を考えて現在予算下で実際どのぐらいの箇所が浚渫が必要と考えているか、または、それについて何年ぐらいの時間を要する予定なのかをお聞きしたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

議員さん御質問の浚渫でございますが、合併をいたしまして平成17年度で2カ所の白木漁港と安下庄漁港の浚渫を行っております。それと災害復旧ということで日良居漁港、油田漁港2カ所計4カ所を浚渫しております。平成18年度では安下庄漁港の浚渫を行っております。それで、浚渫箇所どのぐらいあるのか把握しておるのかということですが、41漁港の中の漂砂

によるもの、これが10カ所の漁港が対象になっていると今推測しております。

それから、河川からの流入という箇所が9カ所計19カ所が対象漁港となっております。過去10年間でこの19カ所のうちの11カ所を浚渫しております。これをどのぐらいの周期で浚渫するかということですが、先ほど町長が申しましたように、状況を見ながら予算の範囲内で浚渫をするということは何年ということが、例えば災害とか、その状況によってかなり状況が変わってまいりますので何年ということとはちょっと申し上げにくいところがございますが、状況を見ながら浚渫をしてみたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 2カ所程度では大変時間がかかるということなんですが、予算がなくてもいい方法というのは考えたことないですかね。国でも、県でも今河川のはんらん等においてそういう砂利業者、本来法的になかなか海とか川の砂を取って砂利業者が採取して利益にするというのは難しい問題もいろいろ環境の問題もあって法律的にも難しいということですが、唯一認められているのが漁港の浚渫と航路浚渫という部分であれば、町が本腰を入れてやるよとちゃんと責任を持ってやるよというような形になれば県は認めてくれるというふうに認識しております。そういった部分で県なり、関係地区へそういったお話をされたことがあるのかどうかその辺をお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

砂利採取を行う場合がございますが、海、河川、陸、山を問わず砂利採取法の適用を受けます。ただし、管理者が砂利採取を行う場合には直営、請け負いを問わず砂利採取業に該当いたしません。そこでお尋ねの浚渫を業者が販売するというところでそういうことで考えてはどうかということですが、まず、例えば漁協さんの方でその辺の管理を例えばするということになりますと、管理者、漁協が管理者というふうに認められるかどうかという問題もございます。

それと、砂利採取法等との問題もございまして、これを果たして販売するのが、販売ありきで浚渫するのがいいのかどうかという問題もあります。この辺お話が議員さんの方から少しありましたので県の方にも問い合わせをしておりますが、いろいろ法的にも問題点がありますので今検討していただいている次第でございます。今後ともまた県と十分協議をしてみたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 予算的にできない部分を何とか予算がなくても漁業者あるいは港湾、港の利用者のことを考えての浚渫でございますので、砂利採取法のいかがわしい部分の部分に引っかからないと思います。町が責任を持って町の立場として本当に必要な部分を浚渫する

んだという覚悟があれば、当然県も認めていただけるんじゃないかと思しますので、今後とも最大の努力をお願いいたしまして一般質問終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

議長（新山 玄雄君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、明日9月22日金曜日、午前9時30分から開きます。

事務局長（坂本 薫君） 御起立お願いします。一同、礼。

午後1時32分散会